

資料編

1 子どもの貧困対策の推進に関する法律（令和元年6月19日法律第41号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようとするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

6 会議は、第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年六月一九日法律第四一号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下この項において「新法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 子供の貧困対策に関する大綱（概要）

<内閣府作成資料から抜粋>

子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）

子供の貧困対策に関する大綱

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年成立、議員立法）に基づき策定
- 今般の大綱改定は、
①前大綱（平成26年8月閣議決定）において、5年を目途に見直しを検討するとなっていたこと、及び②議員立法による法律改正（令和元年6月）を踏まえて実施。
○平成30年11月の子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において、令和元年度中に新たな大綱を策定することされた。

目的

現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持つ社会を目指す
子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施

基本的方針

- ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 → 子供のライフステージに応じて早期の課題把握
- ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 → 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化
- ③ 地方公共団体による取組の充実 → 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進

指標

ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加（指標数 25→39）

指標の改善に向けた重点施策（主なもの）

1. 教育の支援

- 学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備
少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等
- 真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する大学等の授業料減免や給付型奨学金を実施

2. 生活の安定に資するための支援

- 妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた女性への支援
子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトドア、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等
- 生活困窮家庭の親の自立支援　生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進
- ひとり親への就労支援　資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 児童扶養手当制度の着実な実施　支払回数を年3回から6回に見直し（令和元年11月支給分～）
- 養育費の確保の推進　養育費の決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上

4. 経済的支援

- 地方公共団体の計画策定等支援
- 子供の未来応援国民運動の推進　子供の未来応援基金等の活用

子供の貧困対策に関する大綱

I 目的・理念

- 現在から将来にわたり、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

II 基本的な方針

＜分野横断的な基本方針＞

- 1 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持つ社会を目指す。
- 2 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
- 3 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。
- 4 地方公共団体による取組の充実を図る。

＜分野ごとの基本方針＞

- 1 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。
- 2 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。
- 3 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。
- 4 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせてその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。
- 5 子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民間の連携・協働を積極的に進める。
- 6 今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

III 子供の貧困に関する指標

【教育の支援】

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 93.7% (平成30年4月1日現在)
- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 4.1% (平成30年4月1日現在)
- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 36.0% (平成30年4月1日現在)
- 児童養護施設の子供の進学率
 - ・中学校卒業後 95.8% (平成30年5月1日現在)
 - ・高等学校等卒業後 30.8% (平成30年5月1日現在)
- ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園等) 81.7% (平成28年11月1日現在)
- ひとり親家庭の子供の進学率
 - ・中学校卒業後 95.9% (平成28年11月1日現在)
 - ・高等学校等卒業後 58.5% (平成28年11月1日現在)
- 全世帯の子供の高等学校中退率 1.4% (平成30年度)
- 全世帯の子供の高等学校中退者数 48,594人 (平成30年度)
- スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合
 - ・小学校 50.9% (平成30年度)
 - ・中学校 58.4% (平成30年度)
- スクールカウンセラーの配置率
 - ・小学校 67.6% (平成30年度)
 - ・中学校 89.0% (平成30年度)
- 就学援助制度に関する周知状況 65.6% (平成29年度)
- 新入学児童生徒用品費等の入学前支給の実施状況
 - ・小学校 47.2% (平成30年度)
 - ・中学校 56.8% (平成30年度)
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数
 - ・大学
 - ・短期大学
 - ・高等専門学校
 - ・専門学校

【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】

- ひとり親家庭の親の就業率
 - ・母子世帯 80.8% (平成27年)
 - ・父子世帯 88.1% (平成27年)
- ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合
 - ・母子世帯 44.4% (平成27年)
 - ・父子世帯 69.4% (平成27年)

【生活の安定に資するための支援】

- 電気、ガス、水道料金の未払い経験
 - ・ひとり親世帯 (平成29年)
 - 電気料金 14.8%
 - ガス料金 17.2%
 - 水道料金 13.8%
 - ・子供がある全世帯 (平成29年)
 - 電気料金 5.3%
 - ガス料金 6.2%
 - 水道料金 5.3%
- 食料又は衣服が買えない経験
 - ・ひとり親世帯 (平成29年)
 - 食料が買えない経験 34.9%
 - (よくあった6.7%、ときどきあった11.8%、まれにあった16.4%の合計)
 - 衣服が買えない経験 39.7%
 - (よくあった10.0%、ときどきあった10.5%、まれにあった19.2%の合計)
 - ・子供がある全世帯 (平成29年)
 - 食料が買えない経験 16.9%
 - (よくあった2.5%、ときどきあった5.1%、まれにあった9.2%の合計)
 - 衣服が買えない経験 20.9%
 - (よくあった3.0%、ときどきあった5.6%、まれにあった12.3%の合計)
- 子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合
 - ・ひとり親世帯 (平成29年)
 - 重要な事柄の相談 8.9%
 - いざというときのお金の援助 25.9%
 - ・等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十位 (平成29年)
 - 重要な事柄の相談 7.2%
 - いざというときのお金の援助 20.4%

【経済的支援】

- 子供の貧困率
 - ・国民生活基礎調査 13.9% (平成27年)
 - ・全国消費実態調査 7.9% (平成26年)
- ひとり親世帯の貧困率
 - ・国民生活基礎調査 50.8% (平成27年)
 - ・全国消費実態調査 47.7% (平成26年)
- ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合
 - ・母子世帯 42.9% (平成28年度)
 - ・父子世帯 20.8% (平成28年度)
- ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合
 - ・母子世帯 69.8% (平成28年度)
 - ・父子世帯 90.2% (平成28年度)

IV 指標の改善に向けた重点施策

教育の支援

- 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
 - ・幼児教育・保育の無償化
 - ・幼児教育・保育の質の向上
- 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
 - ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等
 - ・少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障
- 高等学校等における修学継続のための支援
 - ・高校中退の予防のための取組
 - ・高校中退後の支援
- 大学等進学に対する教育機会の提供
 - ・高等教育の修学支援
- 特に配慮を要する子供への支援
 - ・児童養護施設等の子供への学習・進学支援
 - ・特別支援教育に関する支援の充実
 - ・外国人児童生徒等への支援
- 教育費負担の軽減
 - ・義務教育段階の就学支援の充実
 - ・高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減
 - ・生活困窮世帯等・ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減
- 地域における学習支援等
 - ・地域学校協働活動における学習支援等
 - ・生活困窮世帯等への学習支援
- その他の教育支援
 - ・学生支援ネットワークの構築
 - ・夜間中学の設置促進・充実
 - ・学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保
 - ・多様な体験活動の機会の提供

生活の安定に資するための支援

- 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援
 - ・妊娠・出産からの相談・切れ目ない支援
 - ・特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援
- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援
 - ・保育等の確保
 - ・保護者の育児負担の軽減
- 子供の生活支援
 - ・生活困窮世帯等の子供への生活支援
 - ・社会的養育が必要な子供への生活支援
 - ・食育の推進に関する支援
- 子供の就労支援
 - ・生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援
 - ・高校中退者等・児童福祉施設入所児童等への就労支援
 - ・子供の社会的自立の確立のための支援
- 住宅に関する支援
- 児童養護施設退所者等に関する支援
 - ・家庭への復帰支援
 - ・退所後の相談支援
- 支援体制の強化
 - ・児童家庭支援センターの相談機能の強化
 - ・社会的養護の体制整備
 - ・市町村等の体制強化
- ・ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進
- ・生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進
- ・相談職員の資質向上

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 職業生活の安定と向上のための支援
 - ・所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- ひとり親に対する就労支援
 - ・ひとり親家庭の親への就労支援
 - ・職業と家庭の両立
 - ・学び直しの支援
 - ・企業表彰
- ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援
 - ・就労機会の確保
 - ・学び直しの支援
 - ・非正規雇用から正規雇用への転換

経済的支援

- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進
- 教育費負担の軽減

V 子供の貧困に関する調査研究等

- 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究
- 子供の貧困に関する指標に関する調査研究
- 地方公共団体による実態把握の支援

VI 施策の推進体制等

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

3 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）<日本ユニセフ協会抄訳>

第1章 子どもの定義

18歳になっていない人を子どもとします。

第2条 差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のかがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。

第3条 子どもにもっともよいことを

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第4条 国の義務

国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。

第5条 親の指導を尊重

親(保護者)は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。

第6条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

第7条 名前・国籍をもつ権利

子どもは、生まれたらすぐに登録(出生届など)されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらう権利をもっています。

第8条 名前・国籍・家族関係を守る

国は、子どもの名前や国籍、家族の関係がむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。

第9条 親と引き離されない権利

子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。

第10条 別々の国にいる親と会える権利

国は、別々の国にいる親と子どもが会ったりいっしょにくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。

第11条 よその国に連れさられない権利

国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなるないようにします。

第12条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第13条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。

第14条 思想・良心・宗教の自由

子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。

第15条 結社・集会の自由

子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくりたり、集会を行ったりする権利をもっています。

第16条 プライバシー・名誉は守られる

子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話や手紙などのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

第17条 適切な情報の入手

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れることができます。国は、マスメディア（本・新聞・テレビなど）が、子どものためになる情報を多く提供するようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

第18条 子どもの養育はまず親に責任

子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。

第19条 暴力などからの保護

親（保護者）が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

第20条 家庭を奪われた子どもの保護

家庭を奪われた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。

第21条 養子縁組

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい父母のことをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。

第22条 難民の子ども

自分の国の政府からのはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。

第 23 条 障がいのある子ども

心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。

第 24 条 健康・医療への権利

子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。

第 25 条 施設に入っている子ども

施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。

第 26 条 社会保障を受ける権利

子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。

第 27 条 生活水準の確保

子どもは、心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どものくらしが守れないときは、国も協力します。

第 28 条 教育を受ける権利

子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。

第 29 条 教育の目的

教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。

第 30 条 少数民族・先住民の子ども

少数民族の子どもや、もとからその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。

第 31 条 休み、遊ぶ権利

子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利をもっています。

第 32 条 経済的搾取・有害な労働からの保護

子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。

第 33 条 麻薬・覚せい剤などからの保護

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。

第 34 条 性的搾取からの保護

国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。

第 35 条 誘拐・売買からの保護

国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。

第 36 条 あらゆる搾取からの保護

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

第 37 条 捷問・死刑の禁止

どんな子どもに対しても、捷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。

第 38 条 戦争からの保護

国は、15 歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

第 39 条 被害にあった子どもを守る

虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。

第 40 条 子どもに関する司法

罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかり果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。

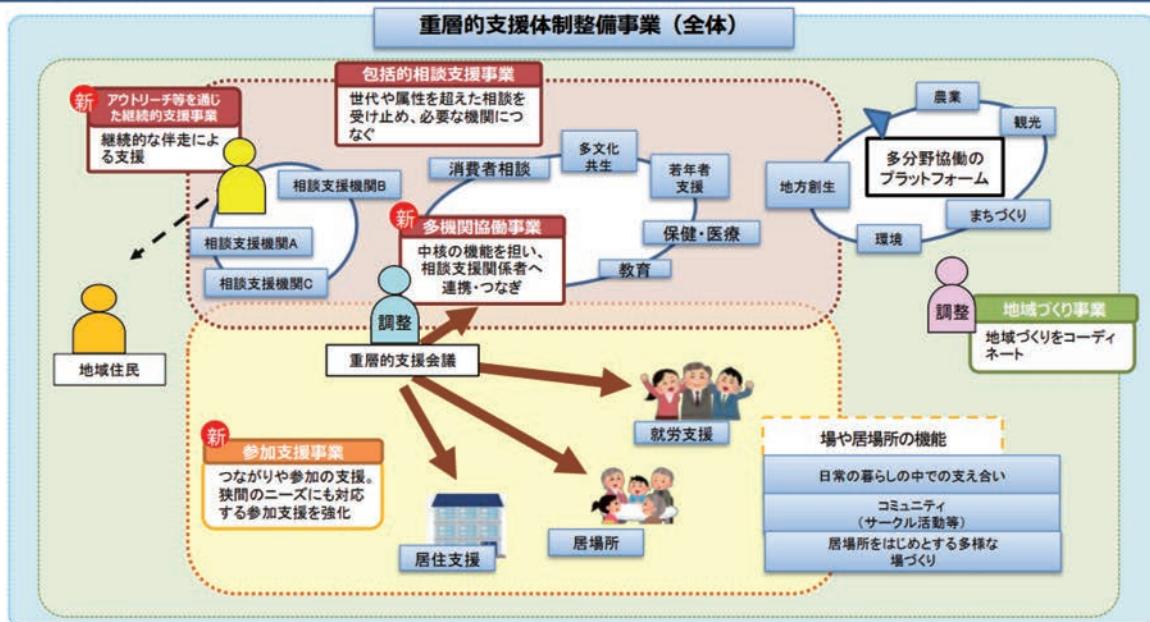
出典：公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ
<https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/index.html>

4 地域共生社会の実現に向けた取組み（重層的支援体制整備事業）

<厚生労働省作成資料から抜粋>

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人の場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中でも、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。

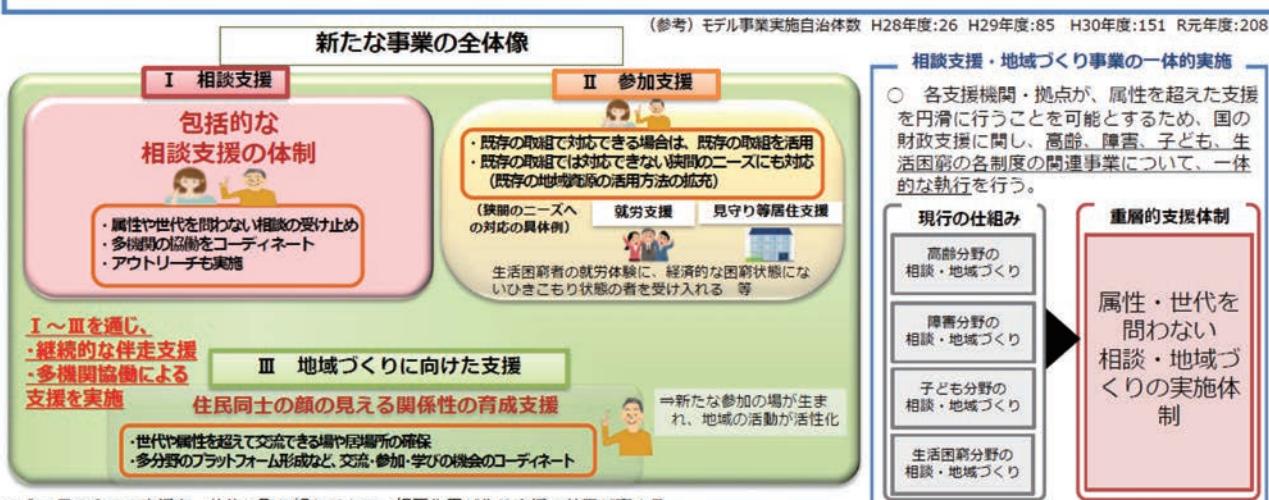


地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
- ▼ 属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼ 属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費控除に係る事務負担が大きい。
- そのため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援**、**II 参加支援**、**III 地域づくりに向けた支援**を**一体的に実施する事業を創設する**。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する**。



※ I～IIIの3つの支援を一括的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狹間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

5 おおた 子どもの生活応援プラン推進会議設置要綱

平成 29 年 5 月 11 日
29 福福発第 10328 号

改正 平成 31 年 4 月 26 日 31 福福発第 10226 号
令和 2 年 3 月 11 日 31 福福発第 12690 号

(設置)

第 1 条 おおた 子どもの生活応援プラン（以下「プラン」という。）の進捗状況及び効果について検証、評価等を行い、子どもの貧困対策を推進するため、おおた 子どもの生活応援プラン推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) プランの推進に関すること。
- (2) プランの検証及び評価に関すること。
- (3) プランの見直しに関すること。
- (4) 次期プランの検討に関すること。
- (5) その他子どもの貧困対策に関すること。

(構成)

第 3 条 推進会議は、次に掲げる区分のうちから区長が委嘱する委員 13 人以内で構成する。

- (1) 学識経験
- (2) 地域
- (3) 関係機関
- (4) 学校関係

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌々年度末までとし、再任を妨げない。

2 辞職した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 推進会議に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議は、会長が招集する。

- 2 推進会議には、委員の他別表に掲げる区職員が出席する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、推進会議にその他の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(分科会の設置)

- 第 7 条 推進会議は、特定の分野について検討する必要があるときは、分科会を設けることができる。
- 2 分科会の運営に関し必要なことは、会長が別に定めるものとする。
 - 3 分科会は、特定の分野について検討したときは、推進会議に報告しなければならない。

(会議の公開)

第 8 条 推進会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長は、会議の全部又は一部を非公開とすることができます。

- (1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
 - (2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合
 - (3) 議案に個人情報が含まれている場合
- 2 前項の規定により会議の全部又は一部を非公開としたものについては、会議に関係した者は、秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

(謝礼)

第 9 条 推進会議に出席した者には、予算の範囲内において謝礼を支払うものとする。ただし、区職員を除く。

(庶務)

第 10 条 推進会議の庶務は、福祉部福祉管理課において処理する。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関する必要な事項は、福祉支援担当部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（平成 31 年 4 月 26 日 31 福福発第 10226 号福祉支援担当部長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（令和 2 年 3 月 11 日 31 福福発第 12690 号福祉支援担当部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、現に委員である者から適用する。

別表（第6条関係）

1	福祉部長
2	福祉支援担当部長
3	障がい者総合サポートセンター所長
4	地域力推進部長
5	健康政策部長
6	こども家庭部長
7	教育総務部長
8	区民協働担当課長
9	青少年健全育成担当課長
10	福祉管理課長
11	福祉支援調整担当課長
12	子ども生活応援担当課長
13	地域福祉課長
14	生活福祉課長
15	自立支援促進担当課長
16	障がい者総合サポートセンターサイ次長
17	健康医療政策課長
18	子育て支援課長
19	こども家庭部副参事（放課後居場所づくり担当）
20	子ども家庭支援センター所長
21	指導課長
22	教育総務部副参事（教育地域力担当）

6 おおた 子どもの生活応援プラン推進会議委員名簿

(委員の敬称略／令和4年3月現在)

区分	所属 ※名称は、令和4年3月31日現在	氏名
学識経験	東京都立大学教授	阿部 彩
地 域	嶺町地区民生委員児童委員協議会会长	鈴木 壽子
	大田区保護司会	田端 千英
	NPO法人ユースコミュニティー代表	濱住 邦彦
関係機関	品川児童相談所長	館 美香
	社会福祉法人大洋社常務理事	齋藤 弘美
	大田区社会福祉協議会事務局長	中原 賢一
	児童養護施設救世軍機恵子寮施設長	高田 祐介
学校関係	都立六郷工科高等学校長	福田 健昌
	小池小学校長	松橋 尚子
	大森第十中学校長	今井 兼一
	スクールソーシャルワーカー	北澤 一樹

7 計画の策定経過

(1) おおた 子どもの生活応援プラン推進会議審議経過

おおた 子どもの生活応援プラン推進会議で、計画の策定にあたりご意見をいただきました。

回	開催日時	検討内容
第1回	令和3年2月2日（火）	○大田区子どもの生活実態調査等の実施について ○次期「おおた 子どもの生活応援プラン」の策定について
第2回	令和3年8月2日（月）	○おおた 子どもの生活応援プランの策定の方向性について ○策定の進め方及びスケジュールについて ○おおた 子どもの生活応援プランの骨子（案）について
第3回	令和3年11月1日（月）	○おおた 子どもの生活応援プランの素案について
第4回	令和4年1月31日（月）	○計画素案に対するパブリックコメント結果について ○おおた 子どもの生活応援プランの計画案について

(2) 区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施

令和3年12月7日（火）～令和3年12月27日（月）の期間、区民意見公募手続（パブリックコメント）を実施しました。

(3) 区民説明会の開催

区民意見公募手続（パブリックコメント）実施にあたり、令和3年12月12日（日）・13日（月）に区民説明会を開催しました。

8 地域とつくる支援の輪プロジェクト

本プロジェクトは、第1期計画で掲げた社会的包摂の理念による子どもへの支援を行うため、平成30年度から新たに実施した事業です。区・大田区社会福祉協議会・子どもの生活応援に資する支援を行っている地域活動団体のネットワークを構築し、地域における子どもの見守り機能を強化してまいりました。

本プロジェクトを通じて、子どもや地域活動団体等との意見交換を行い、プラン策定の検討のための参考としました。

(1) 分科会

令和3年度から新たに開催した分科会では、特定のテーマに関連する参加者同士が、具体的な事例や課題などを共有し、ネットワークの強化を図っています。

ア 第1回

開催日時	令和3年6月25日（金）
テーマ	子どもの遊びや経験の機会の提供について
参加者	子どもへの支援を行う地域活動団体 計5団体 大田区社会福祉協議会（地域福祉コーディネーターを含む） 大田区（保健師、福祉分野の職員） 計12名
主な意見	<ul style="list-style-type: none">● 子どものことを考える大人を地域全体でもっと増やしたい。● 子どもが様々な遊びや経験を積み、家に帰ってから家族にその話をしてることで、家庭でのコミュニケーションが増えて関係性の向上につながる。● 地域団体の活動を、支援が必要な方々に幅広く周知することが、行政の大切な役割。● 大人は、子どもたちのやりたいことを尊重することが大切。子どもを見守りつつも、できるだけ自由に行動させることで、子どもの能力が育まれる。● 経験の提供ができる環境をどのようにつくっていくかが課題である。

イ 第2回

開催日時	令和3年7月9日（金）
テーマ	学習支援について
参加者	学習支援団体ほか、子どもの支援を行う地域活動団体 計6団体 大田区社会福祉協議会（地域福祉コーディネーターを含む） 大田区（保健師、福祉分野の職員） 計15名
主な意見	<ul style="list-style-type: none">● 子どもと信頼関係を築くことで、心を開いて話してくれるようになった。● 学習支援に通うようになって、子どもの表情が明るくなった。● 学習支援は、学力自体より、「心」を育てる場所だと考えている。テストの点数ではなく、学習プロセスにおける達成感などを感じてもらえるよう心掛けている。● 「ほめる」「認める」を繰り返すことで、子どもが自信を持ち、自己肯定感の向上につながる。● 何かや誰かに依存せず、自分で考える子どもになってほしいと思っている。そのためには、家庭でも学校でもない第三者の大人が見守り、寄り添う居場所が必要だと思う。● 子ども一人ひとりの年齢や学習支援のニーズに合わせて、複数の団体などでサポートができるよう、大田区全体で子どもを支援する団体が協力・連携し合える仕組みがあると良い。

ウ 第3回

開催日時	令和3年11月12日（金）
テーマ	地域における見守りについて
参加者	主任児童委員 学習支援団体ほか、子どもの支援を行う地域活動団体 計4団体 大田区社会福祉協議会（地域福祉コーディネーター） 大田区（保健師、福祉分野の職員） 計17名
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭に問題があるケースにおいて、子どもが幼い場合は、親の考えを重要視する傾向にある。その結果、本来支援が必要なのに、児童相談所などの関係機関とつながれないケースが多い。 ● こども1000人アンケートなども行っているが、子どもの声を聞くことが大切である。子どもの声を聞ける人を、関係機関に増やしていくかといけない。 ● こども食堂の利用者について、コロナ前は子ども同士のグループが多く、どんな家庭かはっきり見えなかったが、コロナを機に家庭とのつながりが増えた。 ● 地域活動の際、近所の方に積極的に声掛けをして、新たな関係をつくれるように心がけている。 ● 困りごとがあってもSOSを出しにくい家庭が多い。日ごろの声掛けを積極的に行い、いざというときに相談できる関係にしていきたい。なんてことないことをやり続けることが大事である。 ● 同じ地区の団体でも、互いの活動を知らないことが多い。まずは団体同士が情報交換を密に行い、地域一体となって子どもを見守る体制にしていく必要がある。 ● 共通理解を持って輪を広げていくことが必要である。 ● 「簡単なことからやろう」が広がるといい。



第1回分科会



第2回分科会



第3回分科会



活発な意見交換による貴重な意見

(2) 全体会

地域におけるネットワークを広げ、子どもの声を聞くことの大切さを再確認することを目的として、「地域とつくる支援の輪プロジェクト全体会」を開催しました。

ア 開催概要

開催日時	令和3年12月18日（土）
開催場所	池上会館、WEB会議システム（子ども・大人の一部）
主催・共催	大田区 大田区社会福祉協議会、地域とつくる支援の輪プロジェクト準備会
参加者数	61名 【内訳】大人：（会場）41名、（オンライン）8名 子ども：（オンライン）12名
参加者	地域活動団体につながりのある子ども 社会福祉法人 4法人 子どもへの支援を行う地域活動団体 11団体 主任児童委員 大田区社会福祉協議会（地域福祉コーディネーターを含む） 大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTA 国際都市おおた協会 区職員（保健師、青少年、国際都市・多文化共生、福祉、子ども分野の職員）

イ 内容

- ① おおた子どもの生活応援プランに関する報告
- ② 分科会活動報告
- ③ こども1,000人アンケート結果報告
- ④ 事例紹介（地域活動団体）
- ⑤ 子どもの考えを聴く時間
【テーマ：大人に言いたいこと、大田区がどんなまちになってほしいか など】
- ⑥ グループディスカッション
【テーマ：子どもの考えを聴いた感想、子どもたちへのエール、大人として何ができるか など】
- ⑦ 発表



地域で子どもを支援する多様な団体が参加



子どもたちはオンラインにて率直な意見を発表

ウ 主な意見・感想（子ども）

- 区外の人に大田区のことを聞くと、治安が悪い地区という印象をよく聞く。治安が悪いと言っても、前よりはだいぶ良くなったと思うが、「なんなく悪そう」というイメージが払拭されてない。いい大田区をもっとアピールしてほしい。
- 地域活動を通して、年上の人と話や勉強をすることで、生きる力を学ぶことができた。今後も、多世代交流が盛んな地域だといい。
- 子どもの悩みにしっかりと耳を傾ける姿勢を持ってほしい。
- 家庭の経済状況に左右されずに、均等に学びの機会が得られる地域にしてほしい。
- 中高生の居場所が増えるといい。児童館は高校生も行けるが小さい子向けの印象が強い。
- 多様性が認められ始めているが、まだLGBTへの考えが浸透していないと思う。そのような境遇の方が生きやすくなるよう、周りが受け入れてくれる世の中になってほしい。
- こういう、若者の意見を大人が聞いて、その場で考えを出し合うという環境が新鮮で、貴重な経験ができたと誇らしく思いました。
- 困窮世帯であったために、友だちと同じように習い事に通えなかった。小さいときはそれが当たり前と思っていたけれど、不公平だと今は感じている。

エ 主な意見・感想（大人）

- 子どもの率直な意見を拾える地域のネットワーク、「支援の輪」が必要である。
- 社会とのつながり、異世代交流の場の必要性の高さを感じている。
- 貧困による体験の少なさが、社会性を育むうえで大きな影響を与えていると感じる。
- 行政の支援制度が充実しても、いかに支援を求めている人に届けるかが大切である。
- 子どもが相談しやすい体制をつくっていけるといい。



（3）「めざせ　こども1,000人アンケート」

子どもの率直な声に耳を傾けることを目的に、「地域とつくる支援の輪プロジェクト」の取組みの一つとして、区立小学校・中学校、高等学校、児童館、地域活動団体を通じてアンケートを実施しました。また、アンケート回答を読んだ大人からも感想・メッセージが寄せられました。

アンケート結果は、大田区社会福祉協議会ホームページで公開しています。

ア こども1,000人アンケート

実施期間	令和2年9月3日～10月31日
対象者	小学生、中学生、高校生
回答数	3,124件



大田区社会福祉協議会
ホームページ

【アンケート結果抜粋】 ※「生」の声が届くよう、原文のまま掲載しています。

Q 「コロナでお家にいる時に困ったことは何ですか」

- 勉強で分からぬ所が聞けないこと（13歳）
- パパとママがストレスがたまっておこってたからこまった（7歳）
- ごはんにこまったく（13歳）
- 学校に行けなくなり、友達とも会えない日々が続き、気持ちが下がった（18歳）

Q 「大人にいいたいこと、して欲しいことはありますか」

- だいすき やさしくしてくれるからいっしょにあそんでほしい（7歳）
- 固い考え方を崩してください。私たちには選べる道が沢山用意されているのに（17歳）
- 自分が見た事だけで人を決めつけないでほしい（11歳）
- 小さい子どもの手本となる行動をしてほしい（14歳）

イ 大人アンケート

実施期間	令和3年1月28日～2月10日
対象者	区内の学校、児童館、各種活動団体など
回答数	166件

【感想・メッセージ抜粋】 ※「生」の声が届くよう、原文のまま掲載しています。

- 新型コロナウイルス感染症流行の中で、子どもたちが寂しさやストレスを感じながら、制限された日々を過ごしてきたこと、経験できたはずのことができなくなってしまった悔しさが伝わってきました。その中でも小さな良いこと、心温まるを見つけるながら頑張って過ごしていましたに改めて気づくことができました。
- 子どもの素直な想いがたくさんあって大人として感動したり反省したりでした。高学年になるにつれ、大人に対して矛盾を感じている様子がわかり、改めて子どもに恥ずかしくない行動を心がけてなくてはと思いました。人や周囲に対して感謝の気持ちを伝えている子も多く、うれしかったです。
- 大人もたくさんまちがえることがあります。でもまちがえたときは素直にそれを認めあやまるとのできる大人でありたいと思いました。また、子どもの話を真剣に聞く大人もたくさんいます。悩んだ時、困ったときはあきらめずに相談してほしいと思います。

9 用語の解説（50 音順）

	掲載用語	用語の解説
あ 行	ICT	情報（Information）や通信（Communication）に関する技術の総称。
	生きる力	確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体のバランスがとれた力。
	NPO	特定非営利活動団体。Non Profit Organization の略。自発的、継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない市民活動団体やボランティア団体。
	大田区学習効果測定	児童・生徒一人ひとりの基礎的・基本的な学習内容の定着状況を把握し、授業改善を図ることを目的に実施する調査。小学校第4学年から中学校第1学年は、国語、社会、算数・数学、理科、中学校第2・3学年はこれに英語が追加される。
か 行	学習カウンセリング	学習カルテをもとに、児童・生徒と面談し、学習のつまずきや学習方法について、指導・助言すること。
	学習カルテ	大田区学習効果測定の結果や日常の学習内容の定着度を把握し、児童・生徒一人ひとりの学習状況を記録したもの。
	学童保育	就労などにより保育を必要とする小学校の児童を対象に、放課後や学校休業日を安全に過ごせるよう指導員が保育を行うこと。
	学校支援地域本部	区立小・中学校の教育活動の充実及び発展を図るために、地域社会の協力により学習支援、環境支援などを行うことを目的として設置する学校支援組織。
	学校生活調査	小学校第4学年から中学校第3学年までの児童・生徒の悩みや不安、人間関係上のトラブルなどを把握するために実施する調査。
	学校不適応	病気や経済的な理由以外で不登校になってしまうケース、不登校まではいかないが、学校に行きたくなってしまうケース、校内暴力などの行動に出てしまうケースなど学校生活に適応できない状況をいう。
	家庭福祉員（保育ママ）	区が認定する、保育士等の有資格者で保育経験がある人、もしくは子育て経験のある人が、保護者との委託契約で生後43日から2歳未満の子どもを預かり、自宅またはグループ保育室で家庭的保育を実施する。
	GIGAスクール構想	全国の児童・生徒1人に1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを整備する文部科学省の取組み。
	期待正答率	学習指導要領に示された内容について、標準的な時間をかけて学んだ場合、設問ごとに正答できることを期待した児童・生徒の割合を示したもの。
	キャリア教育	将来子どもたちが直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくために、子どもたち一人ひとりの勤労観・職業観を育てていく教育。
	協働	区民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び区が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。
	グループ保育室	自宅を提供しての保育が困難な家庭福祉員（保育ママ）が、複数で自宅以外の同じ施設を使用し保育を行う事業。
	ゲートキーパー	自殺対策におけるゲートキーパーとは、地域や職場、教育、その他さまざまな分野において、身近な人の自殺のサインに気づき、その人の話を受け止め、必要に応じて専門相談機関へつなぐなどの役割が期待される人のこと。
	国際都市おおた協会	「国際都市おおた宣言」で表現された「観光」の魅力、「多文化共生」の大切さ、「産業」の力強さを伸張させるため、大田区における国際交流及び国際協力の活動支援や国際人材の育成を地域の力との連携・協働を通じて推進し、地域の活性化に寄与することを目的として、平成29年12月に設立された組織。

	掲載用語	用語の解説
か 行	こども食堂	地域の子どもや保護者が気軽に立ち寄り、栄養バランスの取れた食事をとりながら、相互に交流する場を民間団体等が提供する取組み。
	子どもの最善の利益	子どもにとって最もよいこと。子どもの権利条約の一般原則の一つ。
	子どもの相対的貧困率	17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合をいう。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいう。
さ 行	産後ドゥーラ	一般社団法人ドゥーラ協会で講座を受講し、認定を受けた産前産後ケアの専門家。
	自己肯定感	自分をかけがえのない存在として感じ、自分を大切にし、自分らしさを力強く実現していこうとする態度や考え方。
	自治会・町会	住民が住んでいるその土地（地域）を仲立ちとして近隣関係にある住民が、お互いの助け合いと協力のもとに住みよい環境をつくることを目的として、自主的に結成する組織。
	児童虐待	児童虐待は、親または養育者によって子どもに加えられた行為の中で、子どもの心を傷つけ、健やかな成長発達を損なう行為をいう。大きく次の4つに分類される。 ①身体的虐待 ②育児放棄／ネグレクト ③心理的虐待 ④性的虐待
	児童相談所	児童福祉法に基づき各都道府県・指定都市に1つ以上設置され、児童（満18歳に満たない者）や家庭の問題の相談や、児童とその保護者の指導などを行う機関。
	児童養護施設	保護者のいない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法第41条）。
	社会資源	生活するうえでの様々なニーズや問題の解決のために使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的・人的資源などの総称。
	社会的包摶	貧困や失業など様々な事情を背景に、社会から結果的に排除されている人々の他者とのつながりを回復し、社会の相互的な関係性の中に引き入れていこうという考え方。「社会的排除」の解消を表す言葉。
	社会福祉士	専門的知識及び技術を持って、身体上もしくは精神上の障がいがあることや環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを行うほか、医師などの保健医療サービスを提供する者などとの連携及び調整などの援助を行う国家資格を有する者。
	就学援助	生活保護を受けている場合や、世帯の所得が一定以下の場合に、給食費や学用品の購入費など、学校でかかる費用の一部を支給する制度。生活保護を受けている世帯の場合には「要保護」、その他の世帯の場合には「準要保護」として認定される。
	重層的支援体制整備事業	令和2年6月の社会福祉法の改正に伴い、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくり支援」を一体的に実施する取組み。
	住宅確保要配慮者	障がい者、高齢者、子育て世帯、経済的困窮者、被災者などの住宅の確保特に配慮を要する者のこと。
	障がい者 総合サポートセンター	高度な専門性を発揮する相談支援、障がい福祉に関わる「サポーター」の輪を広げる地域交流支援など4つの部門からなる、障がいのある人の生活を総合的にサポートすることを目的とした施設（愛称「さぼーとぴあ」）。
	小規模保育所	区が施設や職員の基準を定めた、定員19名までの保育所。

	掲載用語	用語の解説
さ 行	ショートステイ	保護者が疾病その他の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、その児童を宿泊で預かる制度。
	食育	様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること。
	新スポーツ健康ゾーン	大田区総合体育館・大森スポーツセンターから臨海部にかけた多くのスポーツ施設や公園が集積するエリアのことであり、スポーツ健康都市を実現するシンボルゾーン。
	スクールカウンセラー	いじめ、不登校等の学校不適応の未然防止や解決を図るため学校に配置され、児童・生徒の悩みの相談に応じるとともに、教員や保護者に対して指導・助言を行う専門家。
	スクールソーシャルワーカー	社会福祉などの専門的知識、技術を活用し、問題を抱えた児童・生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童・生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。
	生活指導支援員	安全で安心して生活できる学校づくりと問題行動の早期解決を支援するために必要と判断される学校に配置する支援員。
	生活保護制度	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する制度（生活保護法第1条より）。
	青少年対策地区委員会	地域社会の力を結集して、青少年を取り巻く地域社会の環境浄化と青少年の健全育成を図ることを目的に、特別出張所を単位として、自治会・町会代表、青少年委員、スポーツ推進委員、PTA代表、民生委員児童委員、保護司、青少年団体関係者などによって構成される組織。
	精神保健福祉士	専門的知識及び技術を持って、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、または精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者
	絶対的貧困	世界銀行の定義では、1日の生活コストが1.9ドル未満の最貧困層で、基本的な衣食住のニーズを満たすことが困難な状況にあること。
	相対的貧困	その国や地域の水準において大多数の世帯と比較して困窮した状態にあることをいい、その社会のほとんどの人が当たり前のもの、普通のこととしている生活ができない状態にある（剥奪がある）こと。
	相対的貧困率	国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料などを除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）しか得ていらない者の割合をいう。貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいう。
	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域の中でともに暮らしていくこと。
	地域共生社会	制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方。
	地域福祉コーディネーター	個々の生活課題や地域での課題と、公的サービスや支援機関、社会福祉協議会の事業、地域資源などを結びつけていく重要な役割を持つ人材。
	地域力	区民一人ひとりの力を源として、自治会・町会、事業者、団体・NPOなど様々な主体が持っている力、それら相互及び区との連携・協働によって生まれる力を含んだものであり、防犯・防災、福祉、子育て、教育、産業、環境、国際交流、まちの魅力づくりなど、多様な地域の課題を解決し、魅力ある地域を創造していく力。

	掲載用語	用語の解説
た 行	地域力応援基金	地域福祉活動振興基金積立基金及び福祉事業積立基金の一部と、大田区区民活動積立基金を統合して、区民活動の支援のため、平成21年度に創設された基金。
	DV（ドメスティックバイオレンス）	Domestic Violence の略。配偶者や恋人などの親密な関係にある、またはあつた人からふるわれる暴力。
	定期利用保育	毎日の利用のほか、利用者が預けたい曜日や保育時間（4時間以上）を柔軟に決められる保育事業。
	等価可処分所得	世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得。
	特別支援教育	障がいなどにより、学習上・生活上の困難がある子どもに対して、小中高校などに準ずる内容で、自立を図ることを目的とする教育。
	特別支援教室（サポートルーム）	発達障がい等（高機能自閉症、アスペルガー症候群、ADHD、LDなど）の児童・生徒について、それぞれの課題に応じて作成した個別指導計画に基づき、生活面や学習面での困難さを克服・改善するための指導、週1～8時間行い、在籍校での自立活動を通して、児童・生徒の学力や在籍学級における集団適応能力の伸長を図るために設置したもの。
	トワイライトステイ	保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間に不在になった場合に、その児童を夕方から夜にかけて預かる制度。
な 行	認証保育所	都民の保育ニーズに応えるために創設された東京都の独自基準（0歳児保育、13時間開所など）に基づく保育所。
は 行	剥奪（deprivation）	「剥奪（deprivation）」とは、社会において人々が必要としているモノやサービス、関係性などが得られていない状況のことを意味する。例えば、「物質的剥奪（material deprivation）」とは、社会において最低限必要と考えられる物が得られていない状況をいう（OECD「Growing Unequal? INCOME DISTRIBUTION AND POVERTY IN OECD COUNTRIES」（平成20年）より）。
	発達障がい	主に比較的低年齢において発達の過程で現れ始める行動やコミュニケーション、社会適応の問題を主とする障がい。発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものと定められている。
	病後児保育	病気の回復期にある乳幼児を対象に、集団保育の困難な期間に、専用室などで保育を実施すること。
	貧困線	等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額。
	貧困の連鎖	子供の貧困対策に関する大綱では、「子供の貧困対策は、改正後の法律の目的規定（第1条）を踏まえ、貧困の連鎖を断ち切るために、子供の現在及び将来を見据えた対策を実施するとともに、全ての子供が前向きな気持ちで夢や希望を持ち、我が国の未来を支える人材に成長していくことが重要である」としている。
	フードバンク	安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動（団体）。
	フードパンtries	一般家庭や企業、団体等から寄付される食料を、無料でひとり親家庭や生活困窮者などへ直接配布する活動。

	掲載用語	用語の解説
は 行	不登校	文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、不登校を連續又は断続して年間30日以上欠席し、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況である（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」ものとして定義している。
	不登校特例校	不登校児童・生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校。 不登校児童・生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が学校を指定し、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができる。
	放課後子ども教室	区立小学校の施設を活用して、放課後の児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、児童の自主性や社会性を育むことを目的とした事業。
	保護司	社会奉仕の精神を持って、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを使命として、保護司法第3条に基づき、法務大臣から委嘱された者。
	母子生活支援施設	配偶者のいない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者の自立促進のためにその生活を支援し、退所した者については、相談その他の援助を行う施設(児童福祉法第38条)。
ま 行	民生委員児童委員	「民生委員法」、「児童福祉法」によって設置された厚生労働大臣から委嘱されている委員。社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされており、地域住民を支援する。困りごとを解決するために、福祉の制度など、様々な支援サービスを紹介する。

おおた 子どもの生活応援プラン

大田区子どもの貧困対策に関する計画

令和4年度～令和8年度

発行年月：令和4年3月

発行：大田区福祉部福祉管理課

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

電話 03-5744-1111（代表）



©大田区



大田区